ハ　学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は化学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）であつて、その後一年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの

ニ～チ　（略）

二・三　（略）

林業架線作業主任者免許

一　（略）

二　学校教育法による大学又は高等専門学校において機械集材装置及び運材索道に関する講座又は学科目を修めて卒業した者（当該講座又は学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後一年以上林業架線作業の業務に従事した経験を有するもの

三・四　（略）

（略）

発破技士免許

一　次のいずれかに掲げる者であつて、発破技士免許試験に合格したもの

イ　学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）であつて、その後三月以上発破の業務について実地修習を経たもの

ロ・ハ　（略）

二　（略）

（略）

別表第五（第七十条関係）

一～二　（略）

三　林業架線作業主任者免許試験

受験資格	試験科目	
	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
（略）	一　学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において力学に関する講座又は学科を修めて卒業した者（大学改革支援・学位授与	（略）

ハ　学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は化学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）であつて、その後一年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの

ニ～チ　（略）

二・三　（略）

林業架線作業主任者免許

一　（略）

二　学校教育法による大学又は高等専門学校において機械集材装置及び運材索道に関する講座又は学科目を修めて卒業した者で、その後一年以上林業架線作業の業務に従事した経験を有するもの

三・四　（略）

（略）

発破技士免許

一　次のいずれかに掲げる者であつて、発破技士免許試験に合格したもの

イ　学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。次号において同じ。）であつて、その後三月以上発破の業務について実地修習を経たもの

ロ・ハ　（略）

二　（略）

（略）

別表第五（第七十条関係）

一～二　（略）

三　林業架線作業主任者免許試験

受験資格	試験科目	
	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
（略）	一　学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において力学に関する講座又は学科を修めて卒業した者（大学改革支援・学位授与	（略）